

1 議 事 日 程（第4日）

（令和2年第3回有田川町議会定例会）

令和2年9月17日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 発委第6号 有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第2 発委第7号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について
- 日程第3 依頼の審査報告について（依頼第2号）
- 追加日程第1 発委第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第4 議案第52号 令和2年度有田川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第53号 令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第54号 令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第55号 令和2年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第56号 令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第58号 令和元年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第59号 令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第60号 令和元年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第61号 令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第62号 令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第63号 令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第64号 令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第65号 令和元年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第66号 令和元年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 議案第67号 令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第68号 令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第69号 令和元年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第70号 令和元年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第71号 令和元年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第72号 令和元年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第73号 令和元年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第74号 令和元年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第27 議案第75号 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第76号 財産の取得について
- 日程第29 議案第77号 財産の取得について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第31 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第32 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第33 議員派遣の件
- 日程第34 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀 江 眞智子	2番	増 谷 憲
3番	椿 原 竜 二	4番	中 島 詳 裕
5番	星 田 仁 志	6番	片 畑 進 之
7番	谷 畑 進	8番	小 林 英 世
9番	林 宣 男	10番	殿 井 堯
11番	佐々木 裕 哲	12番	岡 省 吾
13番	森 谷 信 哉	14番	新 家 弘
15番	湊 正 剛	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番 谷 畑 進

10番 殿 井 堯

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	山 田 展 生	福祉保健部長	前久保 眞 次
総務政策部長	一ツ田 友 也	消 防 長	中 裕 準
産業振興部長	森 田 栄 一	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	新 田 耕 作	財 務 課 長	中 屋 正 也
企画調整課長	細 野 正 人	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 竹 中 幸 生 書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君から少し遅くなると連絡がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 発委第6号……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、発委第6号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

議長から御指名がございました。改めまして、おはようございます。

議長の御指名により、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案の理由を御説明申し上げます。

現在、本会議での表決は起立で行うと会議規則に明記されておりますが、これに挙手を加えることにより起立が困難な状況になったときにおいて、柔軟な対応が可能となるよう今回の改正を提案させていただいている次第です。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

したがって、次の採決より挙手で行いますので、よろしく願いいたします。

……………日程第2 発委第7号……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、発委第7号、防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について、議題とします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

議長のお許しをいただきました。発委第7号、防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について、提案の理由を申し上げます。

なお、お手元に配布させていただきました意見書案の朗読をもって提案の理由の説明にかえさせていただきます。

防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書（案）

有田川町においては、近年の台風や集中豪雨などにより町内全域が甚大な被害を受け、災害対策の重要性がこれまで以上に求められています。

現在、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、河道掘削やのり面对策は目に見えて進捗していますが、未対策の箇所はまだまだに多く残っている状況であります。

また、既存インフラ施設が次第に老朽化する中、予防保全の観点から対策を進めつつ、社会のインフラの強靱化も引き続き進める必要があります。

現行の緊急対策事業は令和2年度で終了を予定していますが、令和3年度以降も継続的に対策を進めることで、国土の強靱化を達成することが可能となります。

また、新型コロナウイルス感染症により、有田川町において観光業や飲食業などの経済活動が、広範囲にわたって多大なる影響を受けています。そのような中、地域経済を支える基幹産業の一つである建設業については、他産業と比較して影響が少ないことから、公共事業への投資をさらに追加することにより、地域経済回復の支えとなることが期待できます。

以上のことから、国において、下記の事項を特段の措置を講じていただきたく要望いたします。

記、1、防災・減災、国土強靱化対策を推進するため「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く、予防保全への転換に向けた老朽化対策等を含む5か年計画の策定及び必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

2、地方の社会資本整備を着実に推進するため公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保するとともに、地域経済の早期復興を図るため公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。その際、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和2年9月17日 和歌山県有田川町議会。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、防災担当大臣であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定をいたしました。

……………日程第3 依頼の審査報告について（依頼第2号）……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、依頼の審査報告について（依頼第2号）を議題とします。

依頼第2号として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてが、本定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から、審査の経過及び結果について、報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

総務文教福祉常任委員会の審査結果報告を行います。

依頼第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についての依頼が、本定例会第1日目において、当委員会に付託されておりました。

去る9月3日に委員会を開き、依頼の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました。その結果、全員が賛成し、採択すべきものと決定いたしました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

事務局、配付は。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時42分

再開 9時43分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この依頼に対する委員長報告は採択です。この依頼を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

本件は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。追加の議事及び意見書（案）をお配りしますので、そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 9時44分

再開 9時45分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

それでは再開いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教福祉常任委員長から、発委第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加して、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

この流れがどんなになってるねん。今の議会の。要は、委員会付託を初日のときにしたわけやろ。それで、委員会で採択したわけやろ。それで、普通はこれを出してくるんが当たり前と違うんかい。と言うんやで。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時45分

再開 9時49分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

それでは、再開いたします。

これを日程に追加して、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

発委第8号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第8号……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第1、発委第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

発委第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮で

きるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月17日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森谷信哉）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり、提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第4 議案第52号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第52号、令和2年度有田川町一般会計補正予算（第4号）を議題

とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。議案第52号、令和2年度有田川町一般会計補正予算について、質疑をさせていただきます。

まず、歳出の21ページに需用費として125万4,000円を組まれています。これは、主に、白馬中学校を通信制の学校が活用する関係との絡みの予算だと聞いておるんですが、内容を説明していただきたいと思います。

また、なかむらクリニック診療所の漏水修繕代も町が持つということではありますが、町と診療所との間で施設を使用する点で契約を結んでいますか。また、賃料を取っているかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

それでは、増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目、白馬中学校の関係でございますが、貸出しを予定しています南陵高校の理事長が交代になった関係もあり、契約がおくれている関係で、契約までの光熱水費を町で負担するために、予算化をお願いするものであります。

2点目のなかむらクリニックにおきましては、賃貸借契約を結んでおります。賃借料は月額3万円でございます。以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

理事長交代したんであれば仕方ないんですけども、なるべく早くちゃんとしていただきたいと思います。

それから、次です。21ページのコミュニティバスの委託料、今回五西月コースが、工期との関係で迂回路するという内容なんですけども、このコースの昨年度の実績、年間の実績ですけども、また月平均何人乗車しているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

昨年度の実績は、五西月コースが、年間396人の方に御利用いただきました。月平均で33人でございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

41ページですが、二川ダム公園と栗生の巖のトイレの修繕の予算であります、まず、どのような予算か御説明いただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

増谷議員の質問にお答えします。

二川ダム公園につきましては、既設のポリ合板がございまして、そこがもう随分剥離されてきています。それで、トイレブースのところについても、メラミンの化粧板に張りかえることと考えております。

また、栗生の巖のトイレにつきましては、これもドア等が腐食してきておりますので、耐水の合板に扉を3枚新設したいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

このことについて、再度お聞きしますけれども、例えば、栗生の巖トイレの現場を見てきたんです。写真撮って、お渡ししていると思いますが、草刈りもできていなくて、普通だったら入りにくいようなトイレになっておりますよね。その点では、維持管理をどうなっているのかというのをまずお聞きしたいんですけれども、どうですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今、維持管理のほうは、地元の人がちょっとできないようになってきたので、産業振興室のほうで、役場でやるようになっております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

そうであるならば、現状も御存じなので、早急に草刈りも含めて、まず対応も要るんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

はい、そのとおりでございまして、早急に対応したいと思います。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

続いて、同じ41ページの鉄道公園のキハディーゼル車の窓ガラスのゴムの取替えというふうに、修繕でお聞きしているんですが、仮にこれ修繕終わった後、このキハというのは、全国的に有名になっておりますよね、マニアからは。ただ、走らせることができるのかということなんですが、どうですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

おっしゃるとおり、人気のディーゼル車ですが、今後、修繕後もディーゼル機関車を接続させて、乗車体験等行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

つまり、単体では動けないから、引っ張って動かすということでもありますね。

それで、線路の補修で、しっかり浮いていたものを押さえておる状態だということ、この線路の補修で、現在走らせることができる車両は何台ぐらいあるんですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

5台でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

その肝腎に呼び込める車両キハは、今後単体でどうするんかということと、それから、例のSLはどうなっていくんですか。その辺の見通しお聞きしたいんですが。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

ディーゼル機関車に接続してからの運行になりますけども、今後も進めていきたいと考えております。

また、SLにつきましては、10月末に新潟のほうへ搬出するということをちょっと聞いております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

寂しいんですけど、走らせることができないんで仕方がないと思いますが、45ページのドローンの落下事故での更新の予算と保険加入の予算決まっていますけど、ドローンが総台数どんだけで、またそれに伴う保険に入る台数はどうなるんかというのを御説明いただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

ドローンなんですけど、ただいま保有しているのは、総務課で1台、清水消防署で1台、環境衛生課では、通常のドローン1台といわゆる200グラム未満のトイドローン2台でございます。

いずれも本体の保険には加入しておりません。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ということは、今後保険には加入する予定はありますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

はい、保険の加入について、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

45ページの通学対策費のところ、ちょっと理解できないところがあるんで説明していただきたいんですけども、こども教育課の備品購入の63万5,000円ですけども、これは、確かオゾン発生器で、スクールバスを除菌するというか、除菌するというふう聞いてるんですけども、実際どういうふうにするのか、少し細かく説明していただきたいんですけども。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

小林議員の御質疑にお答えいたします。

現在、金屋地域に8コース、清水地域に6コース、8台と6台、スクールバスで運行してあります。コロナ感染症予防対策として、児童生徒、そして保護者の方々には安心していただくように、消毒を徹底したく考えております。

事前には、運行会社とも十分協議しながら、この機械を購入させていただいて、滅菌したいと、ただ、清水コース、金屋コース1つずつありますので、毎日全車両とはいきませんが、取りあえず1つずつ買ひまして、滅菌する、様子を見ようかということとあります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

8台、例えばある金屋コースですけども、1台置いて、多分これ1時間ぐらい除菌するのにかかる。ほんなら月曜日に走って帰ってきて、月曜日のその後に除菌して、月曜日が終わると。でもその車は、次に除菌するには、かなり日にちがかかってくると思うんですよ。ローテーション、なら8台あれば、ずっと送って帰って除菌して、次の日送って帰って除菌できるという形なんですけども、1台であれば、除菌した次の日はまた新しいスタートになって、その間にコロナに感染した生徒については、除菌してない状態で、同じような状態で1週間過ごすという形になると、私は理解したんですけども、それでいいんでしょうか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

文部科学省の手引きによりますと、スクールバスについては、よくさわるところをとにかく滅菌しなさいというところとあります。念には念を入れて、そのオゾンで至るところまで、まあエアコンの吹き出し口まで滅菌するという形の中で、運行会社と協議十分いたしまして、取りあえず1台でやってみよかというところとございます。

議員おっしゃるように、8台ありますので、1日1台すれば8日かかるという形になります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

私は、除菌というのは、1回やればもうそれで済むんじゃないなくて、月曜日の晩に除菌して、火曜日に新しい子どもが乗ったら、その火曜日の子どもが感染してれば、水曜日も木曜日も金曜日も菌は残っていくわけです。コロナウイルスが。いつ感染するか分からない。

だから、本来こういうことをするんだったら、毎日毎日除菌していただきたい。そういうふうなことで進めていただきたいと思うんです。

だから、数をふやすか、それ以外の使い方としては、やはり保健室が心配なんです。だから、これからインフルエンザなんかになれば、保健室等が完全に除菌されている状態で過ごせたらいいかなと思うんで、そういうふうなところにも使えないかなというふうなことを思いましたので、もうお答えはいいですけども、できるだけ子どもが安全に過ごせるようにしっかり配慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

先ほどの先輩議員の質問の関連になるんですけども、このスクールバスのオゾン発生器購入というところで、金屋が8コースあって、1回当たり1時間ぐらいかかるというところで、1日何台ずつ消毒をやっていく予定でしょうか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

運行会社とその1日何台というのは詰めていないんですが、取りあえずは1日1台を徹底してするという形を考えています。ただ、この機械の説明もちょっと受けたんですけど、10分程度で不活性化というのを確認されていると。念のために50分から1時間する。そしてまた、回収にも10分程度必要やというところで、時間がかかるものであります。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

1日1台ということは、先ほど先輩議員もおっしゃいましたけども、結局8日間サイクルでしか回らないのかなと。これ1日2回すれば、4日サイクルで回りますし、1日3台すれば、もうちょっと短期間で回りますけども、この辺もうちょっと1日2台であったり3台というのは、やっぱり厳しいもんなんじゃないでしょうか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

もちろん運行前にする。そして運行後にする。途中です。スクールバスというのは、朝送って、夕方迎えるという形の中で、2台買わせていただいて、運行会社とも

相談しながら、滅菌できるように、また検討していきたいと思います。

また、その折には、増設のための予算を要望するかも分かりませんが、その節はよろしく願いいたします。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。できる限りこの台数ふやすのも1つの手ですけれども、機械1台しかないのであれば、午前中1台、昼から1台とか、そういう形のことをやっていたら、できる限り短いサイクルで回ってもらえるようなことを要望しておきます。答弁結構です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第53号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第53号、令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第54号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第54号、令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第55号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第55号、令和2年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第56号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、議案第56号、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第57号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、議案第57号、令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第58号から日程第25 議案第73号……………

○議長（森谷信哉）

お諮りします。

日程第10、議案第58号から日程第25、議案第73号までの議案16件を一括議題としたいと思いますが、それに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第58号から日程第25、議案第73号までの議案16件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第73号までの16件は、決算審査特別委員会において審査中の事件であり、会議規則第75条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申出があります。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号から議案第73号までの16件は、閉会中の継続審査することに決定しました。

……………日程第26 議案第74号……………

○議長（森谷信哉）

日程26、議案第74号、令和元年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、星田仁志君。

○産業建設住民常任委員会委員長（星田仁志）

ただいま議長の御指名をいただきましたので、議案第74号、令和元年度有田川町

水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、9月8日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び水道課長、課員3名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

水道事業報告書に記載の令和元年度における水道事業の業務概要につきましては、給水件数が6,857件で、115件の増加、率では対前年比1.7%増加しました。また、給水人口は1万6,422人で、昨年度から103人の増加となりました。

総有収水量は前年度に比べ約2万8,000立方メートル増加し、206万7,000立方メートルと対前年度比1.3%増加しております。

また、令和元年度の収支状況は、損益計算書にありますように、当年度純利益が1億845万円で、黒字決算となり、前年度の繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は1億3,678万8,000円となりました。

営業収支の内訳については、事業収入に関する事項及び事業費に関する事項にありますように、給水収益などの営業収益が前年度より、126万円の増収となり、営業費用については、前年度に比べ863万8,000円増加、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、3,469万1,000円となり、昨年度に比べ737万8,000円の減少となっています。

決算報告書の欄外に記載しておりますが、資本的な収支については、支出に対し収入が1億1,140万4,000円不足しましたので、過年度分並びに当年度分の損益勘定留保資金と、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び積立金取崩し額で補填しております。

また利益剰余金の処分については、剰余金処分計算書(案)において、資本金に900万円を組み入れ、建設改良積立金に1億円を積み立てる処分とし、残りは翌年度へ繰り越すこととしております。

続いて企業債についてですが、企業債明細書にありますように、令和元年度の償還金については、当該年度償還高は、3,583万5,000円でした。また当年度の建設改良事業において企業債を発行しなかったことにより令和元年度末の企業債未償還残高は、5億1,406万5,000円となりました。

次に、経営分析表を見ますと、12番に記載されています供給単価は166円16銭で、13番の給水原価の134円93銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賅われており、経営状況も良好でした。

有収率については、80.4%と特に低かった平成30年度の70.9%から9.5%増と大きく回復していました。

漏水は、コストがかかった水を失っているということですので、今後においても経営効率を重視し有収率の向上に向けて継続的な取組と漏水箇所への迅速な対応、また老朽管などの更新についても計画的に実施する旨の説明を担当課から受けております。

次に、水道使用料についての未収金は、日々回収の努力をされ、少額とはなっているものの、悪質な滞納者には公平公正の観点から断固たる態度で回収に臨んでいただき、給水停止措置も含め厳正な対応を引き続き図られるよう要望いたします。

最後に、今後も安心・安全な飲料水を安定して供給できる体制づくりに、なお一層取り組んでいただきますよう要望いたします。

以上が審査の経過であります。令和元年度有田川町水道事業会計の決算については、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告申し上げます。

よろしく御審査の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上、委員長報告は終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定をしました。

……………日程第27 議案第75号……………

○議長（森谷信哉）

日程第27、議案第75号、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第28 議案第76号……………

○議長（森谷信哉）

日程第28、議案第76号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第29 議案第77号……………

○議長（森谷信哉）

日程第29、議案第77号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしく願います。

……………日程第31 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第31、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。よろしく願います。

……………日程第32 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第32、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました

件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

……………日程第33 議員派遣の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第33、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第34 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第34、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時26分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            森   谷   信   哉

7 番 議 員            谷   畑            進

10 番 議 員            殿   井            堯